

前橋市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年6月25日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴木	俊	司
同	金	井	清

内 監

令和6年6月25日

前 橋 市 長 小 川 晶 様
前 橋 市 議 会 議 長 笠 原 久 様
前橋市教育委員会教育長 吉 川 真由美 様

前橋市監査委員	関 哲 哉
同	長 岡 敏 夫
同	鈴 木 俊 司
同	金 井 清 一

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）に対する監査

3 監査の対象

(1) 対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、抽出した以下の団体（関係する所管課を含む）

NPO法人まえばし保育ネットワーク（所管課：こども施設課）

公益財団法人前橋市まちづくり公社（所管課：文化国際課）

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会（所管課：指導監査課、生涯学習課）

株式会社NSP群馬（所管課：生涯学習課）

(2) 対象年度

令和5年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和6年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(団体関係)

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定等に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

(所管課関係)

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を

適切に行っているか。

5 監査の実施内容

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

6 監査期間

令和6年5月7日から同年6月25日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 公の施設の指定管理者：NPO法人まえばし保育ネットワーク

指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) こども施設課

NPO法人まえばし保育ネットワークへの指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 公の施設の指定管理者：公益財団法人前橋市まちづくり公社

指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 文化国際課

公益財団法人前橋市まちづくり公社への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 公の施設の指定管理者：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 指導監査課

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(7) 生涯学習課

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(8) 公の施設の指定管理者：株式会社NSP群馬

指定管理者に係る出納その他の事務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(9) 生涯学習課

株式会社NSP群馬への指定管理者に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。